

愛媛県ひきこもり支援関係機関連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 ひきこもり支援に関して県内の関係機関及び団体が効果的な連携を図るとともに、ひきこもり状態にある本人及び家族等への支援が総合的に提供されるよう必要な事項を協議することを目的に愛媛県ひきこもり支援関係機関連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 連絡協議会は、次の事項について協議する。

- (1) ひきこもり状態にある本人及び家族等に対する支援体制に関すること
- (2) ひきこもり予防対策・普及啓発に関すること
- (3) 関係機関、関係団体の連携、協力に関すること
- (4) その他、ひきこもり支援の推進に関すること

(組織)

第3条 連絡協議会は、別紙に掲げる機関及び団体で構成する。

(会長)

第4条 会長は心と体の健康センター所長をもって充てる。

- 2 会長が不在の際に必要な場合は、心と体の健康センター次長の職にある者が会長の代理を務めるものとする。

(会議)

第5条 連絡協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長が必要と認める場合は、構成員以外の者にも出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 連絡協議会の事務局は、心と体の健康センターに置き、連絡協議会の運営に関する庶務を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

別紙（第3条関係）

| | 機 関 ・ 団 体 名 | 分 野 |
|---------------------------------|----------------------|-----------|
| 関 係 機 関 ・ 団 体 | 松山市保健所 | 市町・保健 |
| | 松山市教育支援センター | 市町・教育 |
| | 宇和島市福祉課 | 市町・障がい者支援 |
| | 松山市長寿福祉課 | 市町・福祉 |
| | 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 | 教育 |
| | 愛媛県民生児童委員協議会 | 福祉 |
| | 愛媛県社会福祉協議会 | 福祉 |
| | えひめ若者サポートステーション | 就労 |
| 県 関 係 機 関 | 子育て支援課 | 青少年対策 |
| | 発達障がい者支援センターあいゆう | 障がい者支援 |
| | 総合教育センター | 教育 |
| | 福祉総合支援センター（旧中央児童相談所） | 福祉 |
| | 心と体の健康センター | 保健 |